

令和5年9月15日（金曜日）

予算決算委員会文教・子育て分科会

第2委員会室

出席委員

石見和之、塚本進介、西本真造、竹尾浩司、
蔭山敏明、宮本吉秀、杉本博昭、三浦充博、
小田響子

【文教・子育て委員会（こども未来局）の審査】

開会

10時55分

こども未来局

10時55分

送付議案説明

- ・議案第102号 令和4年度姫路市一般会計決算認定について
- ・議案第104号 令和4年度姫路市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計決算認定について
- ・議案第113号 令和5年度姫路市一般会計補正予算（第3回）

質疑

11時17分

（質問）

保育人材確保対策費中、保育士等定着支援一時金給付事業費、保育士等住居借り上げ支援事業費及び保育士等奨学金返済支援事業費について、それぞれどれぐらいの保育士等に支給しているのか。

（答弁）

令和4年度実績では、定着支援一時金給付事業は233人、住居借り上げ支援事業は40人、奨学金返済支援事業は144人に支給している。

（質問）

住居借り上げ支援事業や奨学金返済支援事業について、支給の相手方は私立保育所等の設置者なのか。それとも、保育士個人へ支給しているのか。

（答弁）

まず、私立保育所等の設置者が雇用する保育士等に対して支援を行い、それに要した費用を市が補助するようになっている。

（要望）

市内の待機児童数は減ってきているものの、保育人材の確保や離職防止のために必要な支援であると思

う。保育士等の就労意欲につながるよう、しっかりと取り組んでもらいたい。

（質問）

放課後児童健全育成事業費中、私立施設助成事業費の決算額約4,600万円において、どれぐらいの民間放課後児童クラブを助成したのか。

（答弁）

7か所である。

（質問）

民間の放課後児童クラブでは、子どもたちを何人ぐらい受け入れているのか。

（答弁）

年度途中の入所や退所があるが、7か所でおおよそ220人を受け入れている。

（質問）

公立の放課後児童クラブが定員超過で受皿の確保が追いつかないから、民間のクラブで受け入れてもらっているのか。それとも、公立に空きがあるものの、民間のほうが預かり時間が長いなどの理由から、保護者が民間を選んでいるのか。

（答弁）

民間の放課後児童クラブには、昔から運営してきたところと、公立のクラブだけでは待機児童が発生する状況になり、市が整備事業者を募集して選定したところの2種類がある。

（要望）

共働き世帯の増加に伴い、児童の放課後の安全な居場所となる放課後児童クラブの必要性は、公立・私立を問わず高まってきている。受入れを拡大できるよう民間のクラブの状況把握に努めるとともに、しっかりと支援してもらいたい。

（質問）

母子父子福祉費中、ひとり親家庭学習支援事業費の約189万4,000円において、何人の子どもが学習支援を受けているのか。

（答弁）

同事業では、児童扶養手当全部受給世帯の小学6年生の児童を対象に、おおよそ半年間で24回の学習教室を実施している。土曜日のコースと日曜日のコースがあり、定員は各15人ずつ30人で、24人が利用している。

(質問)

定員からすると、あと6人は受入れできるということなのか。

(答弁)

そのとおりである。

(要望)

現在、交通の便がよい市中心部の1か所で実施しているが、姫路市は市域が広く、小学6年生の子どもでは通いたくても通えないことがあると思う。子どもの学習支援という非常に重要な事業である。予算に限りがあるのは理解しているが、地域バランスを考慮した配置について検討してもらいたい。

(質問)

こども食堂等運営支援事業費について、当初予算額は決算額の約10倍であったが、どのような形で事業を実施しているのか。

(答弁)

国の制度では、1団体当たり125万円を補助限度額としているので、本市は国の基準をそのまま採用している。10団体からの申請を見込み1,250万円を予算計上していたが、申込みの実績は4団体であり、決算額が120万円程度になっている。

(要望)

食事を十分に取れない子どもたちへの支援は、本来、民間ではなく、市が行わなければならないことであると思う。こども食堂の運営団体から補助金申請があるのを待つではなく、市のほうから積極的に運営団体を支援するような仕組みを考えてもらいたい。

(質問)

令和4年度新規事業である保育所等における医療的ケア児への支援について、放課後児童クラブでは利用実績がなく、保育所及び認定こども園では、市立、私立施設ともに1か所のみということであるが、保育所等を利用する医療的ケア児がこれほど少ないはずがないと思うが、どのように周知したのか。

(答弁)

放課後児童クラブについては、入所申請の手引きに、障害がある人も申込みできると書いているが、医療的ケアが必要な子どもに関する記載はない。

ただし、障害児を受け入れる場合には、事前に面談等をしているので、その際に、医療的ケアが必要であ

ると分かれば対応しようと考えている。

保育所、認定こども園について、まず、私立施設であるが、看護師を雇用するための経費を助成するため529万円の予算を組んだが、実際に医療的ケアが必要な子どもが入所したのは1施設、1人だけであった。当該施設から補助申請があり、執行している。

公立施設については、市立保育所に1人の入所希望があったので、看護師を会計年度任用職員として採用して対応した。基本的には、集団生活がかなう子どもが入所を希望する場合は受け入れている。

(質問)

広く周知するのではなく、対象児童が入所を希望した場合に、面談等をするという形を取っているという理解でよいのか。

(答弁)

そうである。

(要望)

引き続き丁寧に対応してもらいたい。

(質問)

母子父子寡婦福祉資金貸付事業について、収入未済額が多いように思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

現年度分の収入率は約98%であるが、過年度分が約23%と低い数字になっている。引き続き電話や訪問等による催告を行い、少しずつではあるが、収納に努めているところである。

(質問)

貸付け実績が少ない要因を説明してもらいたい。

(答弁)

背景には、少子化があると思われる。また、貸付金の利用目的として多いものが、高校や大学の教育費であるが、令和2年度から、給付型奨学金や各学校が独自に実施する支援が充実してきていることもある。

(質問)

母子父子寡婦福祉資金貸付金の申込みの際に、給付型奨学金等を紹介しているのか。

(答弁)

市が実施するものではないので紹介していない。学校の進路指導の中で案内されていると認識している。

(質問)

困窮世帯でどうしても貸付金を返せない場合、どの

ように対応しているのか。

(答弁)

各家庭の収入の事情はあるかもしれないが、1回当たりの返済額等についてできる限り相談に応じて、少しずつでも償還してもらおうようにしている。

(要望)

無理なく返済できるように、引き続き対応してもらいたい。

(質問)

待機児童ゼロに向けてどのように取り組んでいるのか。

(答弁)

姫路市子ども・子育て支援事業計画において、将来的な子ども数を推計しながら5年間の計画を作成して、必要な受皿を準備している。

(要望)

先を予測して、しっかりと取り組んでもらいたい。

こども未来局終了

11時44分

【文教・子育て委員会（教育委員会）の審査】

教育委員会

14時11分

送付議案説明

- ・議案第102号 令和4年度姫路市一般会計決算認定について
- ・議案第113号 令和5年度姫路市一般会計補正予算（第3回）

質疑

14時28分

(質問)

学校給食費収入において、約1,700万円の収入未済額が発生している。生活保護世帯や就学援助世帯は給食費の減免措置があると思うが、減免対象にならない人が551人も滞納しているということなのか。

(答弁)

生活保護の受給者には、給食費分を含めて教育扶助費が支給され、その中から給食費を納付するという流れになっている。よって、生活保護世帯も給食費を賦課徴収しており、滞納者の中には、生活保護受給者も含まれている。

健康教育課から生活援護室に、ケースワーカーを通じて納付指導してもらおうように申し入れているが、完

納には至っていない。

就学援助世帯については、所管課が就学援助費から給食費に支払っているため、納付は完了している。

(質問)

令和5年度就学援助制度についてのお知らせというチラシに、給食費は実費（学校給食利用者に限る）と書いてあるが、本人の承諾を得て、会計上の振替処理が行われているのか。

(答弁)

令和5年4月に全ての保護者に配布したチラシの中に就学援助の給食費は実費と記載していることから、了承等は取っていない。これで知らせていることになっていると捉えている。

(要望)

処理振替するほうが、一旦本人に支給して、それを市に納めてもらうよりも、手続的に無駄がなくてよいと思うが、就学援助世帯が給食費を支払っていないと誤解するおそれがある。そのようなことがないように丁寧に説明してもらいたい。

また、生活保護受給者には、保護費の中に給食費が含まれていることをしっかりと説明して、物価高騰で食材費が高騰する中、子どもたちがしっかりと栄養摂取できる給食を守るよう100%の徴収に努めてもらいたい。

(質問)

国及び県から、中学校部活動指導員配置事業費補助金としてそれぞれ59万8,000円が歳入されているが、対応する歳出科目は何になるのか。また、どのようなことに使用されたのか。

(答弁)

歳出科目は、第55款教育費第20項中学校費第15項教育振興費中、部活動振興事業費である。

令和4年度、健康教育課が任用した部活動指導員5人分の報酬として支出しており、その財源を国、県、市で賄っている。

(質問)

市の負担分が国庫補助金や県支出金と同額程度とすると、合わせて約180万円であり、5人分の報酬としては少ないと思う。部活動指導員の報酬は幾らぐらいなのか。

(答弁)

部活動指導員の報酬は1時間当たり1,500円で、活動時間については、本市が策定した部活動ガイドラインに基づき、平日が2時間程度、休日は土曜日もしくは日曜日のいずれか1日3時間程度で、週当たり11時間が上限となっている。

現在、部活動の地域移行に向けて、予算の範囲内で部活動指導員を増やしていこうとしている。

(要望)

部活動指導員の時給1,500円は最低賃金よりも高いものの、勤務時間が短く報酬が少ないことなどを考えると、人材確保の面で困難な状況が想定される。教員の働き方改革の実現に向けた部活動の地域移行は国が定めた方針であることから、当該指導員の意見等も聞きながら、人材確保に向け、十分な予算を確保できるように国や県に対してしっかりと要望してもらいたい。

(質問)

補正予算にも部活動振興事業費194万円が上がっている。そのうち報償費が86万円で、ほかに旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料と内訳が示されているが、具体的にどのようなことに使われるのか説明してもらいたい。

(答弁)

部活動指導員については、教員免許保持者を部活動指導員として任用したものであるが、補正予算については、このたび部活動の地域移行に向けた国の実証事業を行うことになり、それに要する経費に充てるものである。

実証事業は、土日の部活動を地域に担ってもらうこと、教員の働き方改革の推進、及び子どもたちのスポーツの機会確保等の観点から行うものであり、今のところ、種目ごとに取り組もうと考えている。

第1候補に上がっているのは水泳競技である。

35中学校ある中で、事実上、水泳部がある学校は8つしかない。しかし、それ以外の学校にも競泳に励む生徒がおり、その子どもたちが大会に出る場合、水泳部がなくても学校の教員が引率しなければならないという事象が生まれている。このため、水泳協会と連携して、何とか水泳協会もしくは地域のほうで活動や大会引率等をしてもらえるよう取り組もうとしている。

(要望)

水泳に限らず、学校に部活動がないローカルなスポーツをしている子どもたちがいると思う。そのような子どもたちについても、本人やその保護者の意見をしっかりと聞きながら部活動の地域移行を進めてもらいたい。

(質問)

箇所づけ予算のうち、山陽中学校拡張用地取得の約4,800万円について、何のために、どのような流れで取得したのか。

(答弁)

もともと、山陽中学校のサッカー部は、山陽電車の手柄駅から手柄山に向かう途中にある空き地で練習していたが、手柄山中央公園再整備の関係で、その場所が公園になってしまった。山陽中学校は、生徒数が非常に多く、サッカー部のほかにも多くの部活動があり、運動場だけでは練習がバッティングして、なかなか使用できない。そのようなとき、地域の方から図書館手柄分館と手柄公民館の北側の土地を譲ってもよいという話があったり、その土地にテニスコートを設置して、今、テニス部が使用している場所をサッカー部が使う計画を立てて、現在工事しているところである。今後、次々に土地を広げていくようなことは、今のところ考えていない。

(質問)

山陽中学校周辺の土地の収用はこれで完了ということなのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

高校入学時には、タブレット等を購入しなければならず、7万円以上の費用がかかると聞いた。その内容について説明してもらいたい。

(答弁)

市立高等学校の入学料は、5,650円である。

タブレットについては、各高校が調達しているが、大体6万3,800円と聞いている。

(質問)

今後、タブレット購入の助成をしようとは考えていないのか。

(答弁)

高校に関しては、原則、個人購入と考えている。
ただし、教育扶助を受けている家庭に関しては、市
が調達したものを貸与するという形で運用している。

(質問)

大学生等奨学貸付金元金収入について、収入未済額
約 750 万円が上がっているが、何人ぐらいが滞納して
いるのか。

(答弁)

令和 4 年度は 17 人が未納となっている。

(質問)

減額等の対応をしているのか。

(答弁)

令和 4 年度は、分納対応が 14 件、督促を行ったも
のが 24 件、催告を行ったものが 9 件である。なかな
か返済されない場合は、弁護士や法制課と一緒に対応
している。

(要望)

それぞれの事情を踏まえて対応してもらいたい。

(質問)

令和 5 年度から筋野小学校と安富北小学校が小規
模特認校になっているが、小規模特認校になるに当た
っての特別な支出はないのか。

(答弁)

小規模特認校については、令和 4 年度はチラシを作
成したが、小規模特認校専用の経費ではなく、学校地
域協議会の運営業務の 1 つとして委託料に含まれて
いる。

ほかにも、広報ひめじに生徒募集の記事を掲載して
いるが、教育委員会が費用を負担しているわけではな
い。そのような形で小規模特認校を支援している。

(質問)

教職員に関しても、小規模特認校として特別に予算
がついていることはないのか。

(答弁)

教職員については、県が配置している。小規模特認
校だからといって、市単独での追加配置はしていない。

教育委員会終了

14時58分

・分科会長報告について

正副分科会長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

15時08分

閉会

15時08分

【文教・子育て観光委員会の意見取りまとめ】

意見取りまとめ

15時07分